

## 事務室の快適環境条件について

**Q**

会社で労務を担当しているものですが、事務室の環境条件について教えて欲しいのです。今までは、事務所則で定められている基準をおよその目安としてきたのですが、今後は更に快適職場づくりの観点から事務所の管理をしたいと思っています。何か目安になる基準値等を教えてください。

**A**

通常法令等で定められている基準は、“最低限度を満たすべき基準”であって、“快適な職場環境のための基準”ではありません。

この快適な環境の条件を示す資料として、昭和46年（1971年）に労働省から中央労働災害防止協会へ「快適環境条件」について諮問され、同協会での研究委員会（委員長 三浦豊彦氏）で作成された試案があります。しかし、現在まで法律として施行されておらず、また、これに代わるものもないため、この試案（資料.1「ビル事業場において適当と考えられる労働条件」）が、現在でも快適職場環境づくりを進める上での、一つの目安ということになりますので参考にしてください。

快適温度については、省エネの観点から室温が管理されるようになり、快適な職場づくりの視点からの室温の管理が変わってきています。

明るさについても、省エネの観点から照度が管理されるようになり、快適な職場づくりの視点からの照度の管理が変わってきています。また、JIS 照度基準は改訂されています。

## 資料.1 ビル事業場において適当と考えられる労働環境条件

### 1. 快適温度について

	座業 (非常に軽い)	軽作業 (軽い)
夏	24～27℃	20～25℃ [冷房をしている場合]
冬	20～23℃	18～20℃ [暖房をしている場合]

- ・座業というのはエネルギー代謝率 1 未満。
- ・軽作業というのはエネルギー代謝率 1～2 程度。
- ・湿度は 50～60% を考える。
- ・風速は軽作業においては 0.5m/s 以下、座業においてはさらに少ない値が望ましい。

### 2. 空気の清浄度について

要素	単位	暫定目標値
二酸化炭素	ppm	1000 以下
一酸化炭素	ppm	検出されない
浮遊粉じん	mg/m <sup>3</sup>	0.15 以下

- ・一酸化炭素は検知管法による。
- ・浮遊粉じんはできるだけ少ないことが望ましい。

### 3. 必要換気量について

気積 (m <sup>3</sup> /人)	必要換気量 (m <sup>3</sup> /人/Hr)
10～13	30

- ・本表は事務室における暫定目標値である。
- ・たとえば大都市のように外気が汚れている場合は、空気浄化装置の性能を高くするよう努めなければならない。

### 4. 明るさについて

照度段階 (Lx)	作業
2000 (3000～1500)	精密な作業
1000 (1500～700)	
500 (700～300)	普通の作業
200 (300～150)	粗な作業
100 (150～70)	

- ・詳細は JIS 照度基準 Z9110-1969 を参照のこと。
- ・照度段階は次の照度範囲を示す。
- ・作業場所は局部照明を併用することによってこの照度を得てもよい。この場合の全般照明の照度は、輝度差を少なくするため局部照明による照度の 1/10 以上であること。
- ・表に示す照度は作業面における水平面照度を示す。(作業によっては鉛直面または傾斜面の照度を示すものである)

### 5. 音について

作業室の種類	騒音レベル [dB (A)]
音源となる機械のない事務室	55 以下
音源となる機械のある事務室	65 以下
いわゆるビル工場など	75 以下

- ・測定法は JIS 騒音レベル Z8731 による。

### 6. 総合的快適環境条件について

湿度、空気清浄度、換気、明るさ、音などの快適範囲については本委員会は別々に検討を行ったのであるが、快適を感じるのはいずれの個々の環境条件により、これらの総合的な条件によると考えた方がよい。

しかし、現状では総合的な快適環境条件を提案するまでに至っていない。おそらく個々の条件は快適範囲にあっても、なお不快を感じることがあるかもしれない。つまり、人口環境が自然環境に及ばないのもこうしたことと関連がある。

総合的なものをどのように判定するのか、その方法は今後の検討にまつものである。